


請願第 7 号

市政による契約違反、及び虚偽の答弁等の実態を  
明確化するための調査を求めることに関する請願書

平成 29 年 12 月 1 日

長崎市議会議長

野 口 達 也 様

請 願 人  
住 所 長崎市平和町 3 番 15 号  
団 体 名 社会福祉法人 長崎ボランティア協会  
代表者職氏名 理 事 長 吉 富 博  
連 絡 先 



紹介議員

長崎市議会議員

氏名 橋本 剛



同

氏名

奥村 修計



同

氏名

印

同

氏名

印

同

氏名

印

市政の虚偽・偽造に関する請願人名簿

| 氏名                 | 住所  | 印鑑 |
|--------------------|-----|----|
| [Redacted Content] |     |    |
|                    | 長崎市 |    |
|                    | 長崎市 |    |
|                    | 長崎市 |    |
|                    | 長崎市 |    |
|                    | 長崎市 |    |
|                    | 長崎市 |    |

市政による契約違反、及び虚偽の答弁等の実態を明確化するための調査  
を求めることに関する請願

〈請願の趣旨〉

市長等政治倫理条例は市政が市民の厳粛な信託であることを認識し、その受託者たる市長並びに副市長等が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限に基づく影響力を不正に行使してはならない。以って公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。とある。

平成18年3月31日、前市長は六つの社会福祉法人（以下、法人と云う）に委託していた長崎市老人デイサービスセンター条例を改正した。そして、6カ所の長崎市老人デイサービス事業を廃止している。これを意図して、平成17年度には選定委員会を設置し、プロポーザル方式により6法人の選定がおこなわれた。その選考の基準は、『社会福祉法人であること。』『老人デイサービスセンター（以下、『デイ』と云う）事業を継続すること。』『無償による地域交流事業を実施すること。』が示されていた。この選考をクリアした6法人が『デイ』施設を無償で貸与され、前市長と法人による法的建物使用貸借契約書（以下、貸借契約と云う）が締結されている。そして、現在、『当初』と称される平成17年6月議会において、三藤元福祉部長が『契約期間は4年である。』と、議員の質問に明確に答弁し、4年の貸借契約が決定している。

しかし、平成32年3月31日までを貸借期限とする「デイ」の平成27年度の貸借契約に大きな疑問があり、平成28年5月6日に三藤副市長に会い、その真意を確かめた。その時に、『私が当時の福祉部長でした。当初から「デイ」の貸借契約の期間は10年間であると、私が6法人に言いました。』と告げ、『当初から「デイ」の貸借契約の廃止は決定していた。』とのことであった。しかし、これが副市長の虚偽行為であったことを、後から気付かされることとなった。

平成27年4月1日からの貸借契約において、『平成32年3月31日で「デイ」の貸借契約は廃止する。』『この施設は、今後は民間へは貸付けない。』等が、いい渡たされた。その理由について『設備が老朽化していること。』『民間企業との公平性に欠け、不平等であること。』と告げられている。しかも、平成26年5月には政策判断と称して貸借契約の廃止を決定していたにも関わらず、9ヵ月後の平成27年2月9日の再契約会議まで、法人には何の情報も出さず、総てが放置されたままであった。この会議では、『今月末日には貸借契約を提出すること。』『本年3月31日に「デイ」事業を廃止するのなら、3月31日には施設から撤退すること。』とのお達しであった。15日の猶予で「デイ」事業を廃止して「デイ」からは『要介護老人を追い出せ。』『介護職員の生首を直ぐにも切れ。』というのは余りにも暴力的である。しかも、法人は『介護保険法』『労働基準法』『社会

福祉法人法』という法律の範ちゅうにあり、これ等の法律による違法行為を法人に犯させようとした、田上市長の政策判断は首長としては失格である。

法人に、平成26年度での「デイ」事業を廃止する猶予期間を与えなかった事態は、田上市長の契約不履行であると考えている。当然、長崎市社会福祉協議会が運営している5カ所の「デイ」は貸借契約の廃止が決定したのも同然である。平成21年3月31日に、田上市長は、老人福祉法に準じ平成8年に設置された長崎市老人「デイ」条例を完全に廃止し、旧5カ町の老人デイ事業も委託事業から切り離して、平成22年4月1日には1法人と貸借契約を結んでいる。

平成22年度でのデイ事業者選定は田上市長の政策判断により、「デイ」事業と地域交流事業を担ってきた11「デイ」（6法人）に継続させ、貸借契約を締結している。この平成22年4月1日の貸借契約で、当初、4年間の貸付契約であったものを5年間に延長し、第2条での期間契約を継続契約に変更している。

※第2条の条項では、『この契約の有効期間は、この契約の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日までに、田上市長あるいは社会福祉法人（以下、法人と云う。）のいずれからも何ら申し出がないときは、この契約は、更に5年間延長されたものとし、以後この例による。』との契約書条文が書き加えられている。

※第3条では、『大規模改修の場合は、市長と法人が協議してその経費の負担を決定するものとする。』

※第5条では、『法人は、契約物件の使用により第3者に被害を及ぼすおそがある場合は、法人の責任において損害の発生を防止し、第3者に損害を及ぼした場合は、法人の負担において賠償しなければならない。』との条項がある。

●田上市長による貸借契約の契約違反及び虚偽行為は下記の『1～5』である。

- 1、平成22年4月1日に6法人と締結している貸借契約において、田上市長は第2条における『この契約は、更に5年間延長されたものとし、以後この例による』との契約条項の違反行為をおこしている。この継続の契約条項は、平成22年度に田上市長自身が付加えた契約条文であり、契約違反である。
- 2、大規模の設備改修においては、法人の協議要請に応じなかったのが契約違反である。法人は設備改修を数回したがこの時の協議拒否も契約違反である。
- 3、平成29年1月20日の法人への田上市長の公文書には「当初より設備等の利用可能な期間としていた。」と記載されている。三藤副市長が「当初の契約期間は4年間である」と答弁をしており、「当初より設備の利用可能な期間としていた。」という田上市長の公文書は虚偽行為である。
- 4、建物の貸付がいくら無償であろうとも、法人が法律違反をおこす状態での『契約の変更』は田上市長の貸借契約違反であると考えられる。（関連特例法により無償譲渡も可能であった。無償貸付にしないと違法である。）

5、長崎市財産規則の有財産区分種目表では、暖房・冷房装置・ボイラー等の設備は市有財産となっている。市有財産の改築・改修は大家である市長の責務であり、市有財産を改修しないのは規則違反であると考える。

●三藤副市長の虚偽行為は、下記の『1と2』である。

1、平成28年5月6日に請願人等に『当初の貸借契約の時、この契約は10年間で終了させると法人に告げている。』との発言は三藤副市長の虚偽行為である。

2、『当初より設備等の利用可能な期間としていた。』との虚言を福祉総務課長等に伝え、議会での虚偽答弁を続行させていることも虚偽行為である。

平成28年6月17日の議場での一般質問では、『当初より設備等の利用可能な期間としておりました。現在10年程経ち、空調やボイラーの老朽化があり、平成27年度の契約更新では、それまでの経緯を踏まえまして、施設の無償貸与期間を平成31年度までで終了させて頂くということでございます。又、「デイ」事業は明日でもやめても構わないと係長が言ったのは説明不足で、先日6月14日に事業者の方にお伺いし、説明不足であったことのお詫びとその真意についてご説明をさせていただきました。』と三井前福祉部長が虚偽答弁をしている。その後、係長は見たこともない。この答弁の全てが前福祉部長の虚偽行為である。

平成29年3月議会の教育厚生委員会(以下、委員会と云う)の陳情審査では、幹部職員の虚偽答弁に遭い、「デイ」事業の存続を訴えた陳情の意見書は市長へは提出されなかった。同年9月議会の委員会での請願書審査では、福祉部職員が忖度を避けるのに、苦痛の表情を見せながら福祉部の見解を述べていた。

「市民は市政を正確に知る権利」を有している。市長等の契約違反や虚偽が事実であるのか。どうかを、議会の権能を信じる市民が、本請願書による意見書の提出を望んでいる。市民は議員並びに市長等に市民の権限を信託している。

子どもたちに倫理・道徳で「約束は守れ。」「ウソはつくな。」「いじめはいけない。」と教えている。また、一般的には「小さいウソがウソを呼び、更に大きなウソとなって、被害者が広がっていく。」とも言われている。

田上市長の貸借契約違反と虚偽行為、及び三藤副市長等の虚偽行為により、多くの介護老人と家族、介護職員が公共施設から締め出された。更に、複数の障害や持病を抱える老人や認知症の方々が心身共に大きな被害をうけている。環境に慣れ、ようやく親しくなった仲間、地域住民や孫以上に慕ってくれた子ども達からも引き裂かれた。その中からは、引きこもりの介護老人も出て、未だに「寂しく悲しい余生」を送っておられる。これ等の田上市長等の契約違反や虚偽行為は、これからの子ども達のためにも、絶対に見逃してはならない。

日本国憲法においては主権在民であり、市長等は市民の権力を単に信託されているのみであることの、自覚を持たなければならない。

「いまの市政運営は正常か。」「重要政策は市民に周知徹底され、市民が納得す

る結果となっているか。」「政策の決定・変更への透明性は担保されているか。」「市職員が能力を発揮できる組織となっているか。」「長崎市政が歪められていないか。」等々のことを市民目線で計れば、多くの市民が現市政における独善的で高圧な冷たい市政運営に不満と不安を持っている。こんな人間が市長等であってよいのか。との疑問を市民や議員と共に考えるため請願書を提出している。

請願人は、本年9月議会においての請願書で9項目の要望を提出していたが、議長からは「請願書は不採択である」との通知が届いた。聞くところによれば、「この請願は田上市長と請願人とが話し合いによって解決すべきものであり、議会は関知しない。」ということ、だったそうである。しかし、平成23年から、法人は福祉部の窓口で大規模改修の協議を申し込んだが、窓口さえも協議を受け入れることをしなかった。田上市長等の政策判断により、話し合いさえもできない状態が続いていた。市側の一方的な拒否により協議でさえ不可能であったものが、両者での解決などは絶対に有り得ない。だから、請願人は市民の代弁者である議会の権能を信じ、3月議会で陳情書を、9月議会には請願書を提出している。それは、契約違反と虚偽により、市民を抑え込み、身勝手に、不透明な政策判断をする田上市長との仲立ちが市議会ならば出来ると考えたからである。請願書の提出には紹介議員の署名・捺印が不可欠であることから、市議会各会派の団長にお会いし、紹介議員になって貰う事をお願いに本年9月に廻った。しかし、各会派の議員団長からは「請願書の指摘は会派で精査する。結果はその後に報告する。」「当会派は是々非々で判断する。」「請願書に当会派の議員名が記されており紹介議員は出さない。」「多岐な請願項目であり、項目を絞った請願書でないと紹介議員は出せない。」「請願内容の知識不足で紹介議員にはなれない」とのこと等の理由で紹介議員を出すことを断られた。しかし、1会派が請願人の少子・高齢化社会の福祉政策とその真意を理解してくれて、紹介議員となってくれた。しかし、あれから約3ヵ月が経過しています。各会派におかれても、個々の議員におかれても、9月議会における福祉部提出の見解書の見解を含め、十分に精査されたことと存じます。議長におかれては、各会派が精査された結果を基に、市議会が下記の事について、市長に要請するようお願い致します。

#### 〈請願項目〉

- 1、市民目線での第3者と専門家を入れた『真実を明確に検証する審査会を設置する。』ことを市議会の総意により市長に要請すること。
- 2、市政での重要政策の立案・変更等においては、『市民目線での透明性の確保、及び、情報公開の確立に関して、条例の制定を施行すること。』を市議会の総意により、市長に要請すること。

